

指名競争入札参加者指名基準

(昭和59年 4月11日制定)

指名競争入札に参加する者は、更別村財務規則（昭和40年規則第1号）第125条に定めるほか、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

第1 （基本的基準）

1 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

2 技術的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具または設備を保有する（保有にはリースによることが通常やむを得ないと認められる場合については、これにより措置できる者を含む。）者であること。

3 経営規模的適性

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

4 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

第2 （事業別基準）

1 工事請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格（以下「予定価格」という。）に対応する等級以上に格付けされた者でなければならない。

ただし、指名選考委員会において必要と認めるときは、業者の

工事等の経歴、成績、信用度、安全度を考慮して直近下位の等級の者を指名することができる。

- 2 建設工事のうち、維持修繕工事に係る契約についての指名競争入札の場合は、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうちから等級に関係なく指名することができる。
- 3 その年度の工事が全体計画の一部である場合は、当該計画に係る全体の契約予定金額を勘案して予定価格に対応する等級より上位の等級に格付された者を指名することができる。
- 4 指名競争入札に付そうとする工事が、その施工上特殊な専門的技術（特許工法等を含む。）を必要とする場合は、資格者名簿に登載されている者のうちから等級に関係なく指名することができる。

第3 （選定基準）

1 基本的な考え方

指名競争入札に参加する者の選定は、常に公正かつ公平を旨としなければならない。

2 選定の基準

指名競争入札に参加する者の選定は、次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない。

なお、(5)の機会均等は、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の基準による選定を十分考慮した上で、選択するものでなければならない。

(1) 受注意欲

公表された発注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であること。

(2) 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の村との契約の履行経験を有している者であること。

(3) 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の村との契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。

(4) 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

(5) 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

(6) 個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

第4 (指名実績のない者の選定基準)

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない。

附 則

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 10 年 2 月 25 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。